

小・中学生対象の非行防止教室「キッズサポートスクール」実施要領

1 趣旨

近年における少年を取り巻く環境は著しい変化の中にあり、社会に必要とされる規範は多様化していることから、少年サポートセンターと教育委員会、小・中学校が連携し、社会規範教育として、「公德心を持って法や決まりを守る」「危害の予防ができる」「正しく判断し、行動できる」子を育成するための「非行防止教室」を実施する。

2 目的

法律や決まりを守らずに行動することは、家族や周囲の人に大きな迷惑をかけるとともに、自分の将来にも悪影響を及ぼしたり、危険な目に遭ったりすることを理解させ、児童生徒一人一人の規範意識を高める。

3 実施担当

和歌山県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター

4 実施内容等

(1) 実施対象学年

- 小学校2年（低学年）、5年（高学年）
 - * 両学年での授業を希望する場合は、同一日での実施を基本とする。
- 中学校1年
 - * 『インターネットの危険性』は、原則、1年生対象とする。

(2) 実施期日

5月中旬～2月中旬（土曜・日曜・祝日を除く。）

- * 夏休み中の実施も可能。
- * 当該校と協議の上決定する。
- * **原則3時限目の実施**とする。

(3) 実施方法

- 少年サポートセンター職員が授業に参加し、担任と協力しながら学級単位で実施する。
- 中学校のインターネットの危険性については、体育館等でパワーポイントを用いての一斉講義方式で実施する。
- 小学校5年生・中学校1年生（中1インターネットの危険性を除く）の授業後半にインターネットの使い方についての指導を実施する。
- 実施にあたり使用するテーマ（それぞれの学年**1・2**は物語式、**3**は短編式）

	非行事例
小学校 (2年)	<ol style="list-style-type: none"> 1 人のものをとる（友だちのおもちゃを持ち帰る） 2 いやなおもいをさせる（仲間はずれ）
小学校 (5年)	<ol style="list-style-type: none"> 1 盗みに関する内容（万引き等） 2 いじめに関する内容（いじめ、人を傷つける） 3 よいこと・わるいこと（盗み、暴力、物を壊す） （上記項目から重点的に指導して欲しい項目1つを選択）
中学校 (1年)	<ol style="list-style-type: none"> 1 盗み（万引き）に関する内容 2 いじめ（恐喝）に関する内容 3 犯罪全般に関する内容 <ul style="list-style-type: none"> A 盗み（窃盗、占有離脱物横領、盗品譲受け、強盗） B いじめ（暴行、侮辱、器物損壊、ネットいじめ） 4 インターネットの危険性 SNSに起因する犯罪の内容とフィルタリングの必要性等

(4) 進行方法例

- 申込み時に、T T（教員とサポートセンター職員との役割分担による授業）又はG T（主にサポートセンター職員による授業）のいずれかを選択する。

① 「T T」又は授業参観の場合

(T 1 担任)

学校で事前打ち合わせを実施する。

↓

当日学校での打ち合わせ：校長・教頭・担任等とサポートセンター職員

↓

サポートセンター職員がパネルを用いて紙芝居方式で物語を展開。担任が各場面に登場した人物の行動について、児童生徒に考えを発表させる。

↓

授業のまとめ サポートセンター職員・担任教員

↓

授業終了後、パネルと同内容のシート及び保護者用・児童生徒用アンケート用紙を配付する。
後日、保護者用・児童生徒用アンケートはサポートセンター職員が回収する。

② 「G T」の場合

電話での打ち合わせを基本とする。

↓

サポートセンター職員がパネルを用いて紙芝居方式で物語を展開し、各場面に登場した人物の行動について、児童生徒に考えさせる。

- 中学校1年生の「インターネットに関する内容」について

日程、場所等の打ち合わせの実施（電話又は必要に応じて当該校への訪問）

↓

当日、打ち合わせ後、非行防止教室の実施

↓

授業終了後、生徒用アンケート用紙を配布

↓

生徒用アンケートは、後日サポートセンター職員が回収

(5) 授業実施後

- アンケート回収後、サポートセンター職員が「キッズ新聞」にまとめ、授業実施校に送付。